平成２１年（フ）第１３１号
滋賀県草津市岡本町184番地１
債務者　山元　兵助
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
大津市国分１丁目３番16号、前住所大津市国分１丁目43番５―308号　メゾン西国分
債務者　武田　紀夫
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
大津市国分１丁目３番16号、前住所大津市国分１丁目43番５―308号　メゾン西国分
債務者　武田　由美
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
大津市粟津町２番63号　ＣＳ石山ビル501
債務者　今坂　　登
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
大津市粟津町２―63　ＣＳ石山ビル501
債務者　今坂　眞弓
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
滋賀県守山市三宅町727番地８
債務者　岡﨑　幸徳
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
滋賀県甲賀市水口町北脇191番地１　コテージ千秀水口302号室、前住所滋賀県甲賀市水口町西林口１番63号１―303
債務者　松野ゆかり
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
大津市大石中４丁目６番３号
債務者　米澤こと　米澤　康久
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
大津市富士見台27番２号
債務者　Ｔｉａｒａこと　田﨑　香織
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
滋賀県草津市西大路町３番８―907号
債務者　加藤　　純
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
鳥取県倉吉市中江268番地
債務者　小椋みどり
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第５７号
鳥取県倉吉市上福田411番地
債務者　杉本　好司
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第５９６号
広島県安芸郡熊野町大字川角379番地14
債務者　古迫　美保（旧姓蛸島）
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７６２号
広島市南区大州１丁目４番18―601号
債務者　福田紀代子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７９９号
広島市安芸区船越南３丁目26番14号
債務者　前田　眞樹
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８２５号
広島市中区大手町３丁目６番28号
債務者　増田　佑介
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８３８号
広島市佐伯区美鈴が丘南４丁目１番４号
債務者　高田　雅臣
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８５３号
広島市安佐南区中筋３丁目13番19―103号
債務者　杉本　美子（旧姓廣居）
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部